

## 簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 4月24日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

### 記

業務名	宇治市保健・消防センター休日急病診療所機械警備業務委託		
業務場所	宇治市保健・消防センター		
委託期間	令和8年7月1日 ～ 令和12年6月30日 1461日間		
業務概要及び条件	宇治市保健・消防センター休日急病診療所機械警備業務委託		
予定価格	¥1,478,400 (税込)	最低基準価格	¥1,034,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(京都府内本店・支店・営業所) ②警備業法認定業者 ③機械警備業務実績(元請、過去10年以内)			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和8年5月7日(木)	午後 5時 00分 まで	
提出場所	郵便入札		
添付資料	参加表明書に記載のとおり		
入札予定	予定日	令和8年5月27日(水)	
	場所	宇治市役所 西館4階入札室	
前払金	無	部分払	有(47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 警備機器配置図については指名時に配付します。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。  
令和8年4月24日（金）午前9時から  
令和8年5月14日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
  
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 仕様書

### 1. 業務名

宇治市保健・消防センター休日急病診療所機械警備業務委託

### 2. 目的

宇治市保健・消防センター4階及び5階における火災・盗難その他悪質な行為の未然防止及び早期発見を主眼として、施設の安全と保安体制の確保を目的とする。

### 3. 委託場所

所在地：宇治市宇治下居13番地の2

名称：宇治市保健・消防センター

### 4. 構造・規格等

鉄筋コンクリート造り5階建て

床面積 5,855.14㎡

防犯監視機械の設置は4階及び5階のみ

床面積 1,147.18㎡ (4階)

978.62㎡ (5階)

### 5. 業務体制

発注者は消防総務課であるが、警備範囲の管理は健康づくり推進課となるため、連絡窓口は健康づくり推進課とする。また、緊急時には別途指定する健康づくり推進課の責任者へ連絡をすること。

また健康づくり推進課の主な窓口は安心館5階の休日診療所とする。

### 6. 委託期間

令和8年7月1日から令和12年6月30日まで

警備期間 令和8年7月1日から令和12年6月30日まで

### 7. 警備範囲

うじ安心館内4階および5階

### 8. 警備方法

機械警備（集中監視装置）

## 9. 警備時間

毎日午後5時15分から翌日午前8時30分まで。上記時間帯を目途とし、警報装置開始の信号を受けたときに警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を解除する。

ただし、土曜日は終日（24時間体制）とするが施設利用がある場合は、利用終了後以降、翌日8時30分までとする。

## 10. 警備要領

- (1) 侵入者感知器を委託物件に設置し、警備システムによる情報監視を行う。  
異常発報があった場合は、速やかに現場に急行し確認と対処にあたること。
- (2) 警備時間中に異常を発見した場合は、状況に応じ警察等の関係機関に連絡するなど必要と思われる措置を講ずるとともに、予め指定された方法により、健康づくり推進課の責任者へ報告を行うこと。

## 11. 報告

警備報告書、警備起動解除記録（理由を記したもの）を翌月の5日までに速やかに提出すること。

また、緊急出動実施の際は、報告書（到着時刻、異常の有無、出動担当者名を記したもの）をうじ安心館5階事務室の指定された場所に置いておくこと。

## 12. 通信回線

機械警備に使用する回線は次のいずれかとし、受注者が用意すること。

- ・NTTの専用回線
- ・回線断警報・通信監視システム等を備えた一般回線

なお、回線設置にかかる費用及び回線使用料についても受注者の負担とする。

## 13. 警備業務にかかる設備工事等

- (1) 本件委託契約締結後の業務開始にかかる機材の準備、設備工事及び付随する一切の工事は受注者が行うこと。
- (2) 配線方法は天井内ころがし配線を原則とし、天井ボードのない部分及び露出部分はモール等にて保護すること。配線を傷つける恐れのある部分については接触しないように造営材に結束すること。また、他の配線、ガス管、水道管に接触しないよう施工すること。
- (3) 警備業務の終了後の業務終了にかかる必要な機材の取り外し工事、その

他付帯する一切の工事等は受注者が行い、安全及び美観を損ねないようにすること。

- (4) 設備工事は、原則として宇治市保健・消防センターの開所時に行うものとし、工事日程の調整を健康づくり推進課と予め行うこと。また、下見調査も同様とする。
- (5) 警備業務で使用する設置機器の保守点検を行うこと。

#### 14. 設備機器取扱い説明

設備工事終了後、速やかに健康づくり推進課と日程調整し、取扱い説明会を開催すること。

#### 15. 準備期間と機械警備実施

契約締結日から令和8年6月30日までを準備期間とし、設備工事、取扱い説明会、健康づくり推進課との連絡調整を行うこと。

#### 16. 機械警備起動・解除機器

うじ安心館5階の最終退出口の内側壁面等に機械警備起動・解除装置を設置し、起動・解除を鍵もしくはカードで行う場合は、10個（枚）用意すること。

#### 17. 法令の遵守

受注者は、本件委託業務の遂行にあたり、関係法令を遵守し、円滑な警備を図らなければならない。

#### 18. 機密の保持

受注者は、本件委託業務の遂行に当たり知り得た事項等について他に漏らしてはならない。また、委託期間を経過した後も、同様とする。

#### 19. 権利義務の譲渡等の制限

- (1) 受注者は、本件委託業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (2) 受注者は、本件委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### 20. 責任の範囲

受注者は、本件委託業務を遂行する際、故意又は過失により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

## 21. 協議

ここに記載した事項について、疑義または記載外の事態が生じたときは双方協議して定めるものとする。

## 22. 支払方法等

- (1) 部分払い47回及び業務完了払いとする。部分払いについては毎月の業務完了後、請負代金額の48分の1以内を支払い、残額についてはすべての業務完了後に支払うものとする。
- (2) 発注者（その職員を含む。）が機械警備機器を誤作動させたときのペナルティは課さない。

## 23. 発注者の指定する責任者等

健康づくり推進課長及び副課長及び係長

## 24. その他

別添の警備機器配置図はあくまで参考資料である。

感知センサーの設置数は、概ね4階、5階ともに19機とする。

感知センサーの設置場所等については、別添の警備機器配置図をもとに別途協議する。